

●注意 受付月日の記入を省略したるものは郵便物の取扱は郵政省の定めによるものとす

局書		局發		名氏所居人信受	
送附 年月日	送附 時刻	送附 時刻	送附 時刻	送附 時刻	送附 時刻
12月1日	午後1時	12月1日	午後1時	12月1日	午後1時
3分	3分	3分	3分	3分	3分
トロニシオ			定積		
5221			ウニ		
344口			名氏所居人信受		
未加信			327		
長門			事記		
12月1日			印附日局書		
12月1日			12月1日		
12月1日			12月1日		
12月1日			12月1日		

郵便物の取扱は郵政省の定めによるものとす

木 孔 三
郡中野町打越二〇五〇
上置候 敬具
守中自然御無沙汰勝
處多忙の爲め其意を
致すことゝ相成候就
員願問を命せられ來
奉慶候儀私儀此度

原 又 男
前七十九番地
の具はに候
申上の處多忙の際除日無之
「今」に直航開催地に向ふ
發列車にて出發九月二日神
「今」由崎氏の願問として出
私事今由崎西國「今」

封 圖 易

